

障害年金

を

ご存知ですか？
あきらめていませんか？

もしかしたら、
障害年金に該当するだろうか？

と、お考えの方

— あきらめずに先ずご相談下さい —

障害年金専門の社会保険労務士のチーム
《障害年金支援ネットワーク》が

くわしくお答え・ご説明いたします
ただし高齢の方は請求できない場合もあります

特定非営利活動法人(NPO 法人)

障害年金支援ネットワーク

〒636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留9丁目4-2

ナビダイヤル(有料) 0570-028-115 (携帯)

フリーコール(無料) 0120-956-119

受付日時:月~土曜日(但し祝日は除く)

午前10時~午後4時(12時~1時は除く)

当ネットワークの情報がご覧になれます。

障害年金支援ネットワーク

検索



ほとんどの傷病が障害年金の対象です

— よくある症例 —

- うつ病・統合失調症・知的障害・発達障害・てんかん・高次脳機能障害など
- 脳卒中の後遺症、慢性関節リウマチ、交通事故などによって手足が不自由なとき
- 視力・視野、聴力が低下したとき
- 心不全症状またはペースメーカー・人工弁の装着
- 中皮腫、肺気腫、間質性肺炎などの呼吸器疾患
- 糖尿病とその合併症
- 肝硬変などの肝疾患
- 腎不全症状または人工透析を受けているとき
- 人工膀胱・人工肛門を造設しているとき
- 化学物質過敏症
- 脳脊髄液減少症
- 各種のがん及び各種の難病(特定疾患)にかかっているとき

※ 障害年金を支給しないという通知をもらったが納得できず、不服申し立てされたい方のご相談にも応じます。

* 相談電話であなたのお話しをお聞きして、多少とも年金受給の見込みがあり且つあなたが希望されるときは、手続を代行する社会保険労務士をご紹介することが出来ます。

* 業務の進め方や手続きの費用については、担当の社会保険労務士とよくご相談下さい。